投票用紙等請求書
（在外公館等における在外投票）

公職選挙法第49条の2第1項第1号の規定により、次の選挙において、在外投票を行いたいので、同法施行令第65条の３第１項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

（投票用紙等を請求する選挙）

□衆議院小選挙区選出議員選挙

□衆議院比例代表選出議員選挙

□参議院選挙区選出議員選挙

□参議院比例代表選出議員選挙

年　　月　　日

氏　　名	
在外選挙人証の交付番号	

何在外公館の長　あて

注意

1　投票用紙等を請求する選挙について□にレを付してください。

2　「　　年　　月　　日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。

3　「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。

4　在外選挙人証を必ず提示してください。

5　旅券（所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等）をあわせて提示してください。